

クリーン・ジャパン・ニュースレター



2003年5月発行

No.4

CJC 財団法人 クリーン・ジャパン・センター



■平成14年度資源循環技術・システム表彰
表彰式は3月11日法曹会館（東京）で行われました。
（詳細は本紙5頁）



■家電リサイクルセミナー2003開催
写真の札幌市センチュリーロイヤルホテル（2月19日）
の他全国3会場にて開催されました。
（詳細は本紙5頁）

目次

● 家庭系パソコンのリサイクル、本年10月開始	2
● 廃棄物処理法の改正等について	2
・ 廃棄物処理法改正案	2
・ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案	2
● 一般廃棄物／産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成12年度実績）	3
● 平成15年度CJC事業計画	4
● 家電リサイクルセミナー2003	5
● 平成14年度資源循環技術・システム表彰	5
・ 受賞内容の紹介	5
・ 経済産業大臣賞受賞技術の紹介（冷鉄源溶解炉におけるタイヤチップ使用技術の確立）	6
● 行政・政策動向	6
・ 審議会情報	6
・ 法令関連情報	7
● 3R実施状況	7
● 国際動向	8
● お知らせ	8
・ 国際協力事業団（JICA）研修員を受入れて	8
・ 「産業構造審議会・廃棄物処理リサイクルガイドライン（業種別編）」刊行	8
・ 「家電リサイクル（自治体の取組）」刊行	8
・ 「廃棄物・リサイクル情報検索表2003」刊行	8

家庭系パソコンのリサイクル、本年10月開始

従来、資源有効利用促進法に則り、事業系パソコンの自主回収・再資源化が実施されてきましたが4月7日、省令が改正され、本年10月1日から家庭系パソコンについても自主回収・再資源化すべきことが定められました。この法改正を受けて、(社)電子情報技術産業協会は4月1日に発足した「日本郵政公社」と連携して家庭系パソコンの回収システムを構築し、本年10月1日からメーカー等(製造事業者、輸入品の販売事業者)による回収・再資源化を開始することを発表しました。

なお、本省令によって本年10月1日以降に販売されたものについてはメーカー等があらかじめ指定した場所において自ら製造又は輸入・販売したものを自主回収する際には無償で回収されますが、それ以前に販売されたものは回収時に各メーカー等が定めた方法でその費用が徴収されます。

また、自治体が本年10月1日以降も従来どおり安価な料金で「粗大ごみ」として本年9月30日以前に販売された使用済パソコンの収集を継続した場合、本システムが十分に機能しないことも予想されるなど自治体の動向も注目されます。

(社)電子情報技術産業協会が構築する回収システムは以下のようになっています。

○消費者

メーカー等に回収依頼を行うと、回収伝票(「ゆうパック伝票」)が送付されてくるのでパソコンを梱包した箱に張り付け郵便局に回収依頼を行うか、郵便局に自分で持ち込む。

○郵便局(日本郵政公社)

消費者から受け取ったパソコンをメーカーの指定した再資源化施設に運搬する。

○パソコンメーカー等

資源有効利用促進法で定められた基準に従いパソコンを再資源化する。

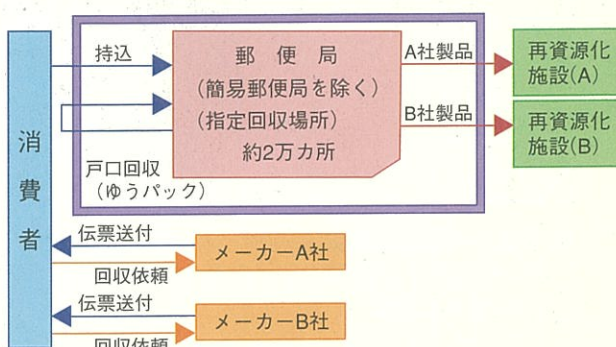
※この回収・再資源化システムを構築するパソコンメーカー等は、21社(4月1日現在)であり、これ以外のメーカー等(いわゆるショップブランドなど)のものは対象外です。

なお、無償回収対象のパソコンには「PCリサイクルマーク」が貼付されます。

(<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003903/>)

(<http://it.jeita.or.jp/perinfo/release/030407.html>)

メーカー等が検討している家庭系使用済パソコンの自主回収及び再資源化の仕組み(案)



注) メーカー等は廃棄物処理法に基づく環境大臣による広域指定の取得を行う予定

廃棄物処理法の改正等について

廃棄物処理法改正案

廃棄物処理法について次の事項を改正する法案が国会に提出され審議されています。

○不法投棄の未然防止等の措置

- ・都道府県等の調査権限の拡充
- ・不法投棄等に係る罰則の強化(不法投棄等の未遂罪の創設、一般廃棄物の不法投棄に係る罰則の強化)
- ・国の関与の強化(緊急時の国の調査権限の創設、国の責務の明確化)
- ・悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化等(特に悪質な業者の許可の取消しの義務化、廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の追加、都道府県等による適切な更

新し続の確保)

- ・事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等の創設
- リサイクルの促進等の措置
- ・広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例
- ・同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化
- ・課題に的確に対応した廃棄物処理施設整備計画の策定

(http://www.env.go.jp/info/hoan/156_hsyori/index.html)

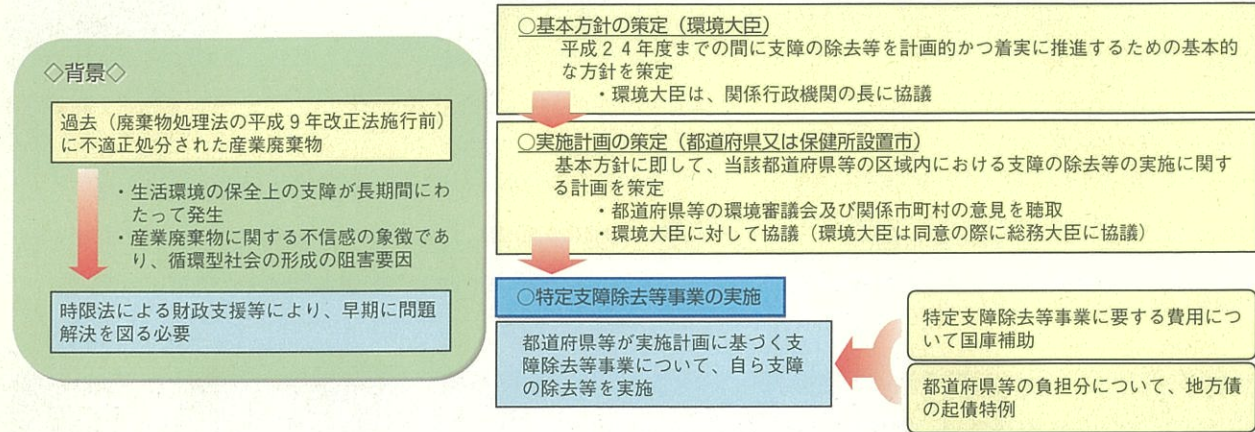
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案

過去に不法投棄等の不適正な処分が行われた産業廃棄物に起因する支障の除去等を計画的かつ着実に推進する

ため、一定の期間、都道府県等が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について国庫補助及び地方債

の起債特例の特別な措置等を講ずることを内容とする「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案」が今国会に提出され、審議されています。
 (http://www.env.go.jp/info/hoan/156_tsanpai/index.html)

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案の概要 (環境省資料により作成)



一般廃棄物／産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成12年度実績）

環境省より平成12年度実績が平成15年1月24日に公表され同省のホームページに掲載されました。概要は以下のとおりです。

■一般廃棄物の概況（括弧内は前年度データ）

(http://www.env.go.jp/recycle/waste/ippan.html)

○ごみの排出・処理状況

(1) ごみ総排出量

前年度より微増。

- ・ごみ総排出量：5,236万t（5,145万t）
- ・1人1日当たりのごみ排出量：1,132g（1,114g）

(2) ごみ処理の状況

- 総資源化量・リサイクル率は増加、最終処分量は減少。
- ・総資源化量（再生利用量）：786万t（703万t）

- ・中間処理による減量：3,648万t（3,589万t）
- ・最終処分量：1,051万t（1,087万t）
- ・減量処理率：94.1%（93.3%）
- ・直接埋立率：5.9%（6.7%）
- ・リサイクル率：14.3%（13.1%）（図—1参照）

○最終処分場の状況（平成11年度末現在）

- 残余年数は横ばい。
- ・残余容量：1億5,720万m³（1億6,435万m³）
- ・残余年数：12.2年（12.3年）

■産業廃棄物の概況（括弧内は前年度データ）

(http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html)

(1) 全国の産業廃棄物の総排出量

- 前年度の総排出量に比べ、約600万t（約1.6%）増加。
- ・平成12年度総排出量：約4億600万t（約4億t）

(2) 業種別排出量

前年度と同様、上位6業種で総排出量の約8割。

- ①電気・ガス・熱供給・水道業：約9,150万t／22.5%（約9,022万t／22.6%）
- ②農業：約9,080万t／22.4%（約9,186万t／23.0%）
- ③建設業：約7,901万t（19.5%）（約7,624万t／19.1%）
- ④パルプ・紙・紙加工品製造業：約2,706万t（6.7%）（約2,628万t／6.6%）
- ⑤鉄鋼業：約2,660万t（6.6%）（2,539万t／6.4%）
- ⑥化学工業：約1,686万t（4.2%）（約1,644万t／4.1%）

(3) 種類別排出量

前年度と同様、上位3品目で総排出量の約8割。

- ①汚泥：約1億8,918万t／46.6%（約1億8,714万t／46.8%）
- ②動物のふん尿：約9,049万t／22.3%（約9,152万t／22.9%）

③がれき類：約5,883万t／14.5%（約5,569万t／13.9%）

(4) 産業廃棄物の処理状況（図—2参照）

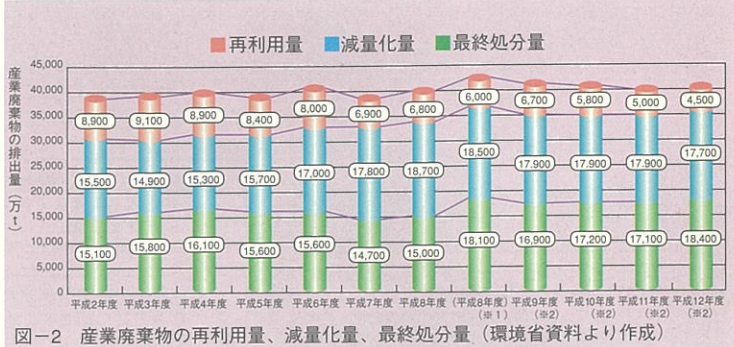
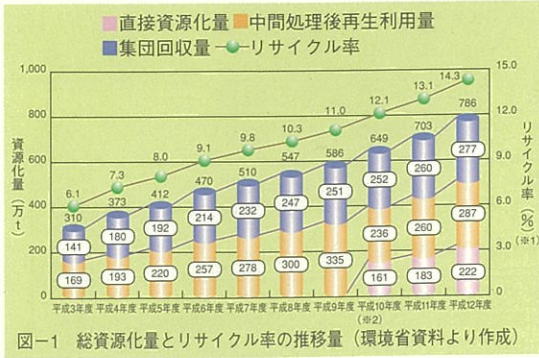
再生利用量、減量化量及び最終処分量の比率は、前年度とほぼ同じ。

- ・再生利用量：約1億8,400万t／45.4%（約1億7,100万t／42.8%）
- ・減量化量：約1億7,700万t／43.6%（約1億7,900万t／44.8%）
- ・最終処分量：約4,500万t／11.1%（約5,000万t／12.4%）

(5) 最終処分場の残存容量（平成13年4月1日現在）

依然として厳しい状況。

- ・全国：約1億7,609万m³（対前年：約811万m³減）、残余年数3.9年分
- ・首都圏：約1,517万m³（対前年：約210万m³増）、残余年数1.2年分



※1 リサイクル率(%) = $\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$

※2 平成9年度までは「直接資源化量」は「中間処理後再生利用量」に計上されていたと思われる。

※1 「廃棄物の減量化の目標量」(平成11年9月28日政府決定)における平成8年度の数値を示す

※2 平成9年度の以降の排出量は※1と同様の算出方法を用いて算出している。

平成15年度CJC事業計画

循環型社会の構築に資するために、当センターは平成15年度において、経済産業省からの受託、日本自転車振興会の補助を受けて「再資源化技術開発事業」、「調査研究事業」、「廃棄物の発生抑制・リサイクル(3R)情報の提供」、「啓発・普及事業」を行なうとともに自主事業を充実します

再資源化技術開発事業

- 実証プラント事業 (自主事業)
 - ・石炭灰の造粒化 (平成13年度採択)

- 廃棄物等用途開発・拡大等事業 (経済産業省委託事業)

調査・研究事業

- 技術開発調査・研究
 - (1) 製品・製法アセスメント評価研究 (経済産業省委託事業応募)
- 廃棄物の発生抑制・リサイクルの実情及び社会・経済システムの調査・研究
 - (1) 廃棄物減量化のための社会システムの評価に関する調査研究 (日本自転車振興会補助事業)
 - (2) 資源総合利用計画調査研究 (日本自転車振興会補助事業)

- (3) 使用済製品の自主回収システムの構築支援 (日本自転車振興会補助事業)
- (4) 循環型社会システム動向調査 (経済産業省委託事業)
- (5) 循環ネットワーク整備事業 (経済産業省委託事業応募)
- (6) 環境・リサイクル配慮型製品市場・製造のグローバル化における生産者の課題に関する調査研究 (機械振興協会受託事業)

情報提供及び啓発・普及事業

- 環境リサイクル情報の提供事業
 - (1) 「環境リサイクル情報センター」事業
 - ・専門性の高い情報の収集及び消費者、事業者等への体系化された情報の提供 (日本自転車振興会補助事業)
 - ・コンサルティング (日本自転車振興会補助事業)
 - ・廃棄物・リサイクル情報の検索データベースの充実 (日本自転車振興会補助事業)
 - ・インターネットを利用した再生材料、その使用製品情報提供システムの運営 (自主事業)
 - ・インターネットを利用した環境リサイクルホームページ検索システムの運営 (自主事業)
- 廃棄物の発生抑制・リサイクルのための情報サービス支援
 - (1) 従来から実施している事業の充実
 - ・クリーン・ジャパン・センターホームページの改訂 (自主事業)
 - ・小学生、中学生向け環境学習ホームページの運営 (自主事業)
 - (2) 資源循環技術研究発表会の開催及び研究会出席、講

- 師派遣等 (日本自転車振興会補助事業)
- (3) 溶融技術研究会事務局の運営
- (4) RDF/Mフォーラム事務局の運営
- (5) エコ・テクノロジー研究会事務局の運営
- 啓発・普及
 - (1) 定期刊行物の作成・頒布及び当センターホームページの活用 (自主事業)
 - (2) 資源循環技術・システム表彰 (経済産業省委託事業)
 - (3) リサイクル技術開発本多賞 (自主事業)
 - (4) セミナーの開催 (日本自転車振興会補助事業)
 - (5) 展示会への出展 (自主事業)
 - (6) ビデオ・パンフレットの作成 (経済産業省委託事業応募)
 - (7) リサイクル教育支援事業 (経済産業省委託事業応募)
 - (8) 3R推進協議会事務局の運営
- 国際交流
 - (1) 海外情報の収集 (日本自転車振興会補助事業)
 - (2) EUビジネスマン研修生を受入

■その他受託事業

○中小企業総合事業団

(1) 環境配慮設計のための環境負荷評価ソフトウェア技

術に関する研究開発

家電リサイクルセミナー2003

「家電リサイクルセミナー2003」が経済産業省、(財)クリーン・ジャパン・センターの共催で2月10日(月) ホテル日航福岡(福岡市)、2月17日(月) ラフレさいたま(さいたま市)、2月19日(水) センチュリーロイヤルホテル(札幌市)の3会場にて開催されました。

■テーマ

「家電リサイクルの促進-自治体の取組事例」の下に、主として自治体関係者を対象に各会場にて以下のセミナーを行いました。

■あいさつ

福岡会場-九州経産局、さいたま会場-関東経産局、札幌会場-北海道経産局

■基調講演Ⅰ：「家電リサイクル法の成果と課題」

福岡会場-九大 外川助教授、さいたま会場-法政大黒川教授、札幌会場-北大 吉田教授

■基調講演Ⅱ：「家電リサイクル法の施行状況」

経済産業省情報通信機器課 川上室長

■自治体の取組事例

「鹿児島市、水俣市」(福岡会場)、「横須賀市、桐生市」(さいたま会場)、「北海道芽室町、秋田県」(札幌会場)

■講評：富士常葉大 松田美夜子助教授

3会場の参加者の内訳は、自治体、企業、消費者等で、各会場80~110名であり、家電のリサイクル促進に関して、活発な質疑応答が行われ、参加者の各立場での果たすべき役割の認識が深まり、盛会裏に終了しました。

平成14年度資源循環技術・システム表彰

受賞内容の紹介

経済産業省と当センターは、廃棄物の発生抑制、再利用、再利用に寄与する優れた技術、装置の開発等の事業の奨励・普及を目的として、それらを広く公募・発掘し、表彰致しました。

公募の結果、総数で36件39社と多数の応募があり、審査委員会での厳正な審査を経て、この中から経済産業大

臣賞1件1社、経済産業省産業技術環境局長賞を3件3社、財団法人クリーン・ジャパン・センター会長賞を10件12社、奨励賞を3件3社、合計17件19社表彰することが適当との結論に至りました。なお、表彰式は3月11日法曹会館(東京)で行われました。

平成14年度 資源循環技術・システム表彰受賞一覧

■経済産業大臣賞(1件1社)

受賞テーマ	受賞企業名
◇冷鉄源溶解炉におけるタイヤチップ使用技術の確立	新日本製鉄株式会社広畑製鐵所

■経済産業省産業技術環境局長賞(3件3社)

◇鉄鋼スラグ水和固化体の港湾土木材料への適用	川崎製鉄株式会社
◇廃プラスチックのキルン前部吹き込みによる有効利用技術の開発	株式会社トクヤマ
◇パーソナルコンピュータのリユース事業	日本アイ・ビー・エム株式会社

■財団法人クリーン・ジャパン・センター会長賞(10件12社)

◇シリコンウエーハ不良品の太陽電池用ウエーハへの再資源化	タク・マテリアル株式会社 富士通株式会社 LSI事業本部 株式会社東芝 セミコンダクター社
◇ビール粕の有機質肥料化事業	サッポロビール株式会社
◇酸性鉱山廃水から回収した鉄資源の商品化	同和鉱業株式会社 柵原事業所
◇直接埋立廃棄物の削減活動	ダイハツ工業株式会社滋賀(竜王)工場
◇半導体製造工程排水からのシリコン回収システム	三洋電機株式会社セミコンダクターカンパニー
◇建設汚泥のリサイクルを容易にする真空加圧脱水装置の開発	前田建設工業株式会社
◇ペットボトル高度再資源化技術・装置の開発	三井化学エンジニアリング株式会社
◇環境配慮型パーソナルコンピュータの開発	NECカスタムテクニカ株式会社
◇引きちぎり破碎・圧縮型の古紙処理装置の開発	富士ゼロックスエンジニアリング株式会社
◇環境に配慮した情報・通信端末装置の開発	NECアクセステクニカ株式会社

■奨励賞（3件3社）

◇使用済みテレビのプラスチックリサイクル	松下電器産業株式会社パナソニックAVCネットワークス社
◇研削スラッジの固形化処理技術の開発とリサイクルシステムの構築	N T N株式会社
◇環境配慮型小型DVDビデオプレーヤーの開発	パイオニア株式会社所沢事業所

※詳細はCJCホームページ (<http://www.cjc.or.jp>) をご参照下さい

経済産業大臣賞受賞技術の紹介（冷鉄源溶解炉におけるタイヤチップ使用技術の確立）

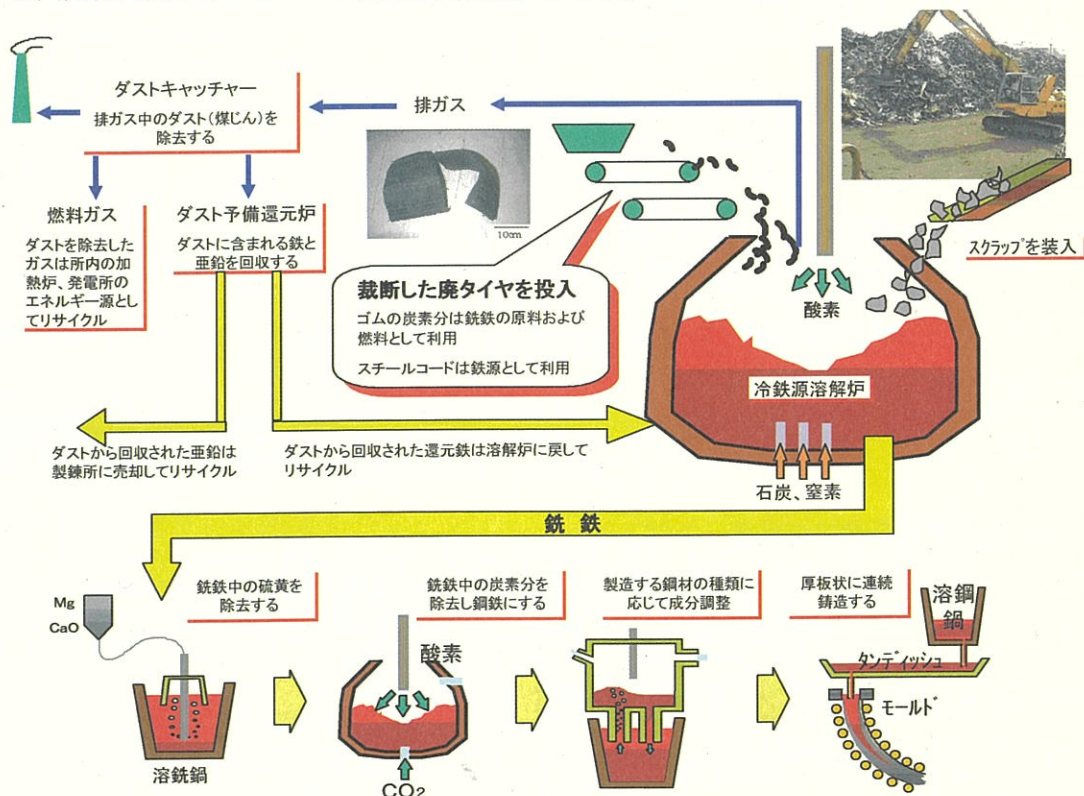
平成14年度資源循環技術システム表彰において経済産業大臣賞を受賞した技術を以下に紹介します。

新日本製鐵株式会社広畑製鐵所（兵庫県）では、廃タイヤを製鐵の原・燃料として有効利用する技術を確立し、従来にない大規模なタイヤリサイクルを実施しました。その主な特長は以下のとおりです。

- ①従来、1事業所でリサイクルできる廃タイヤの量は、最大2,000t/月程度であったが、本方式では6,500t/月（=78,000t/年。我が国における廃タイヤリサイクル総量の7%に相当）という大量のタイヤをリサイクルできる。
 - ②タイヤの鉄分を製鐵原料として有効利用できる。同製鐵所では年間約100万tの鉄鉄を生産しているが、このうち約1万tをタイヤの鉄分から生産している。
 - ③タイヤを利用して生産した鉄鉄から自動車用鋼板を製造することにより、自動車関連廃棄物の循環型リサイクルシステムを構築した。
- タイヤは、鉄源となるスチールコードを含む、発熱量

が高い、灰分が少なくスラッグの発生を削減できる、等の利点がある一方、硫黄分が多い、揮発分を含むため炉内爆発や溶解炉の能率低下を招く恐れがある、等の問題点があり製鐵に用いることは困難でした。同製鐵所では、脱硫能力の向上、爆発防止のための密封機構、炉内の燃焼制御技術等の開発によりこれらの課題をクリアし、タイヤの製鐵利用を実現しました。

我が国では年間106万tもの廃タイヤが発生しており、その適正処理とリサイクル推進が課題になっています。こうした状況において、製鐵メーカーがタイヤの製鐵原・燃料としての有利性に着目し、種々の技術的課題を克服し、従来にない大規模なタイヤリサイクルを実現したことは、我が国におけるタイヤの適正処理及びリサイクルの推進に大きく寄与するものであり、高く評価されます。



行政・政策動向

審議会情報
産業構造審議会

【審議状況】 http://meti.go.jp/kohosys/committee/gizi_0000001.html

《廃棄物・リサイクル小委員会》

- 自動車リサイクルワーキンググループ特定再資源化等物品関係検討タスクフォース合同会議（中環審と合同会議）（第6回）2003年4月18日
 - ・合同会議報告書（案）「自動車リサイクル法の施行に向けた特定再資源化等物品（A S R及びエアバック類）の再資源化に関する考え方について
 - ・パブリックコメントの結果について
- 自動車リサイクルワーキンググループ許可基準等検討タスクフォース合同会議（中環審と合同会議）（第4回）

2003年3月28日

- ・解体業、破砕業に係る許可基準等について
- 《産業と環境小委員会》
- 産業と環境小委員会（第6回）2003年4月23日
 - ・中間報告（案）「環境立国宣言—環境と両立した企業経営と環境ビジネスのあり方—」
- 《地球環境小委員会》
- 地球環境小委員会（第14回）2003年2月25日
 - ・気候変動に関する将来の枠組みの構築に向けた視点について

■中央環境審議会

平成12年6月に制定された循環型社会形成推進基本法第15条に基づき作成が進められていた「循環型社会形成推進基本計画」が平成15年3月14日に閣議決定され、国会へ報告、公表されました。同計画は、中央環境審議会の循環型社会計画部会において審議が行われていましたが、3月10日に審議会から環境大臣に答申され、それを受けて、

法律で定められていた期限を約半年前倒して策定されたものです。循環型社会のイメージ、数値目標、個別法・個別施策の実行に向けた工程表等を示したのが特長と言えます。

(<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>)

法令関連情報

■経済産業省関連

- 省エネ・リサイクル支援法の改正（成立：4月24日、公布：5月9日）

エネルギー環境分野において、我が国において唯一の事業者支援法である本法は、平成15年3月31日までの臨時措置法でしたが、この度、期間が昭和25年3月31日まで延長されるとともに従来のリサイクル事業に加えリデュース事業、リユース事業が対象となるなど内容が拡充され

ました。また、支援のための業務を行う機関が産業基盤整備基金から独立行政法人NEDOへ変更となりました。

- 引越時に発生する廃棄物の取扱いについて（平成15年2月）

引越を行う方、引越を請け負う事業者のためのマニュアルが環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部で作成されました。

(<http://www.env.go.jp/recycle/waste/hikkoshi/manual.html>)

■環境省関連

- 化学物質審査規制法の改正について

新たに製造・輸入される化学物質に関して事前に人への有害性等を審査するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制している「化学物質審査規制法（化審法）」の改正について、今国会で審議されています。改正事項は次のと

おりです。

- ・環境中の動植物への影響に着目した審査・規制制度の導入
- ・難分解・高蓄積性の既存化学物質に関する規制の導入
- ・環境中への放出可能性に着目した審査制度の導入
- ・事業者が入手した有害性情報の報告の義務付け

(<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>)

3R関連法実施状況

■廃棄物処理法

- 首都圏の廃棄物の広域移動状況（平成12年度）

[環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部]

平成12年度に首都圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の都県において、都県外に搬出された廃棄物量を平成11年度実績と比較する

と、一般廃棄物では、最終処分目的の搬出量は約2割減少し、産業廃棄物では、中間処理目的の搬出量はわずかに増加、最終処分目的の搬出量はわずかに減少していました。

(<http://www.env.go.jp/recycle/waste/koiki/index.html>)

■食品リサイクル法

- 平成14年食品ロス統計調査結果の概要

[農水省／総合食料局]

世帯における平成14年（9月から10月の1週間）の食品ロ

ス率は5.6%で、世帯食（外食学校給食等を除いたもの）における1人1日当たりの食品使用量1213gでした。

(<http://www.maff.go.jp/toukei/sokuhou/data/loss2002/loss2002.pdf>)

■家電リサイクル法

- 家電リサイクル法の施行状況（平成15年4月発表）

[環境省／報道発表]

平成14年4月～平成15年3月までの1年間に、全国の指定引取場所が引取った廃家電4品目は、合計約1,015万台



(前年度比19%増)。このうち、3月の引取台数は、約73万台でした

(<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=4058>)

■その他 (最新のリサイクル統計資料の公表)

- プラスチック再資源化フロー図 (更新・2001)
[社団法人プラスチック処理促進協会]
平成13年度のデータ更新結果が公表されました。
(<http://www.pwmi.or.jp/flow/index.htm>)
- 発泡スチロールのリサイクル実績 (2002年度)

- [発泡スチロール再資源化協会]
(<http://www.jepsra.gr.jp/d/d51.html>)
- 紙リサイクル統計資料 (2002年データまで)
[古紙再生促進センター]
(<http://www.prpc.or.jp/>)

国際動向

■WEEE及びRoHS指令の発効

廃電気電子機器による環境及び人類への悪影響を最小化し、資源の有効利用を促進するため、廃電気電子機器の引取り、リサイクル及び処分を規定する「廃電気電子機器指令案 (WEEE)」、並びに電気電子機器に使用される有害物質を規定する「電気電子機器有害物質の使用制限指令案 (RoHS)」という二つの指令案が、2000年6月、欧

州委員会より提示されていました。以降、度重なる審議、修正が加えられ、2002年10月11日、欧州議会と欧州閣僚理事会は調停案に合意しました。さらに、2002年12月18日、これが議会で可決され、本年2月13日に官報公布の上、発効される運びとなりました。今後EU加盟国は、指令発効後18ヶ月以内に法制化し、施行していくこととなります。

お知らせ

■国際協力事業団 (JICA) 研修員を受入れて

当センターは国際協力事業団 (JICA) の委託を受け、平成元年度より「産業廃棄物の再資源化」と題する特設コースの中で、開発途上国において環境分野に従事する政府機関技術者を対象に研修事業を実施してきています。第8回目となる平成14年度は、研修員を7ヶ国から募集し、計14名の応募がありました。JICAによる選考の結果、アルゼンティン、バングラデシュ、チリ、中国、メキシコ、モロッコの6ヶ国から各1名が選抜され、平成14年1月12日から2月23日までの間来日されました。

これまでと同様、久保田宏先生 (東京工業大学名誉教

授) に研修の統括をお引き受けいただき、また、一部研修項目の専門性を勘案の上、関連機関から専門家を講師として派遣していただきました。さらに、研修を実効あるものにするため、関連設備の見学を積極的に実施しました。関係各位のご協力により、実り多い研修を実施できたものと確信しております。

ご多忙にも拘わらず貴重な講義をいただいた講師の方々、並びに見学を快くお引き受けいただいた関係機関に、この誌面をかりて深く感謝する次第です。

(担当: 竹下)

■「産業構造審議会・廃棄物処理リサイクルガイドライン (業種別編)」刊行

昨年制作した「品目編」に続き、「業種別編」を制作しました。このパンフレットは、産業構造審議会が事業者の廃棄物処理・リサイクルとして取組むべき事項を提示

し、事業者の自主的な取り組みを促進することを目的としています。(担当: 江端)

(<http://www.cjc.or.jp/modules/news/article.php?storyid=31>)

■「家電リサイクル (自治体の取組)」刊行

平成14年度に経済産業省の補助事業として当センターが全国自治体を対象として行った「自治体・地域住民団体等の家電4品目の再商品化等の促進に関する取組事例につ

いてのアンケート調査」の結果をまとめ、さらに、代表的な取組事例を紹介しています。(担当: 古谷)

(<http://www.cjc.or.jp/modules/news/article.php?storyid=32>)

■「廃棄物・リサイクル情報検索表2003」刊行

環境リサイクル情報センターでは、当センターが設立以来継続して収集している3Rに関する様々な調査研究報告書や冊子等を広く一般に公開しています。これら多数の資料から必要な情報を容易に探すことができるようにした「廃棄物・

リサイクル情報検索表2003」をリニューアルし刊行しました。(担当: 環境リサイクル情報センター)

(<http://www.cjc.or.jp/modules/news/article.php?storyid=28>)

クリーン・ジャパン・ニュースレター No.4

- 発行 財団法人クリーン・ジャパン・センター
- 2003年5月

〒105-0001
東京都港区虎ノ門三丁目6番2号第2秋山ビル
Tel: 03-3432-6301 Fax: 03-3432-6319
<http://www.cjc.or.jp/> (禁無断転載)

本誌は古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。